〇明和町水道水源保護条例
平成６年６月22日条例第10号
明和町水道水源保護条例

（目的）
第１条　この条例は、明和町民（以下「町民」という。）の健康で文化的な生活を確保するため、水道水源の保護に関し、明和町（以下「町」という。）、明和町水道事業管理者の権限を行う明和町長（以下「管理者」という。）、
町民及び対象事業を行う者（以下「事業者」という。）の責務を明らかにするとともに、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第２条第１項の規定に基づき、水道水源保護地域（以下「水源保護地域」という。）の
指定その他の必要な事項を定め、地下水の水質の汚濁を防止することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　水源　法第３条第８項に規定する取水施設、貯水施設及び配水施設に係る地域をいう。
（２）　水源保護地域　町の水道に係る水源の周辺の地域で、管理者が指定する区域をいう。
（３）　対象事業　別表に掲げる事業をいう。
（４）　規制対象事業場　対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第８条第３項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

（町の責務）
第３条　町は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

（管理者の責務）
第４条　管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

（町民等の責務）
第５条　町民は、生活排水による水質の汚濁の防止、節水等に心掛け、自ら進んで水源の水質の保全に努めなければならない。
２　何人も、町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、その事業活動が水質に与える影響に鑑み、水質の汚濁の防止に努め、自ら進んで水源の水質の保全に必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（水源保護地域の指定）
第７条　管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。
２　管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ明和町水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。
３　管理者は、第１項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、直ちにその旨を公示するものとする。

４　前２項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

（水源保護地域内における対象事業の事前協議及び措置等）
第８条　何人も、水源保護地域において、対象事業を行おうとするときは、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の町民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。
２　管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。

３　管理者は、第１項の規定による協議の申出があった場合において、明和町水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

（規制対象事業場の設置の禁止）
第９条　何人も、管理者から、前条第３項の規定により、規制対象事業場と認定した旨の通知を受けたときは、水源保護地域において、当該事業場を設置（設置の工事に着手することを含む。）してはならない。

（中止命令等）
第10条　管理者は、事業者が第８条第１項の規定に違反し、対象事業に着手したときは、当該事業者に対し、対

象事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
２　管理者は、事業者が第８条第２項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

（措置要請）
第11条　管理者は、水源保護地域のうち、町の行政区域外において対象事業を行おうとする者があることを知り、その地域が町の水源保護のため必要があると認めたときは、関係地方公共団体に対し、適当な措置を講ずることを要請するものとする。

（広域水源保護の相互協力）
第12条　町は、広域水源保護のため必要があると認めたときは、関係地方公共団体等に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の２第１項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体等から町に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

（審議会の設置）
第13条　町長の諮問に応じ、町の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議するため、明和町水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）
第14条　審議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
（１）　関係行政機関の職員
（２）　利用者を代表する者
（３）　識見を有する者
（４）　その他町長が必要と認める者

（委員の任期）
第15条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　第１項の規定にかかわらず前条第２項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

（会長）
第16条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

（会議等）
第17条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　審議会は、調査審議のため必要な者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　審議会の庶務は、水道課において処理する。
６　第13条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（委任）
第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（罰則）
第19条　次の各号の一に該当するものは、６月以下の懲役又は５万円以下の罰金に処する。
（１）　第９条の規定に違反した者
（２）　第10条の規定による命令に違反した者

（両罰規定）
第20条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則
（施行期日）
１　この条例は、平成６年８月１日から施行する。ただし、第13条から第18条までの規定は、公布の日から施行

する。

（経過措置）
２　この条例の施行の際、既に砂利採取法の規定による申請が受け付けられ、若しくは同法の規定による認可を受け、現に砂利採取の事業を行っている場合（当該事業において、この条例の施行の日以後に変更又は更新する場合を除く。）については、第８条から第10条までの規定は適用しない。

（明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年明和町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表（第１条、第２条）文化財保護委員会の委員の項の次に次のように加える。
水道水源保護審議会委員日額　5,300円

附則（平成30年３月23日条例第１号）
この条例は、平成30年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）
事業の名称
１　砂利採取業
２　産業廃棄物処理業
３　ゴルフ場